

## 第 19 回さいたま市債権回収対策本部会議 議事要旨

日時：平成 29 年 1 月 18 日(水)午後 2 時

場所：政策会議室

### 1 出席者（本部長・本部員 10 名・事務局 2 名）

本部長：副市長

本部員：都市戦略本部長（代理：都市経営戦略部参事）・総務局長・財政局長・保健福祉局長・子ども未来局長・環境局長・建設局長・西区長・緑区長・副教育長（代理：管理部長）

事務局：債権整理推進部長・収納対策課長

### 2 議 題

平成 28 年度債権回収対策基本計画の中間報告について

### 3 資 料

第 19 回さいたま市債権回収対策本部会議資料

### 4 議 事

<本部長挨拶>

本会議は平成 20 年 2 月から開催している。この会議では、今年度前半の債権回収の取組に関する中間報告を行う。また、前半の分析に基づき、年度末に向けて更なる取組をお願いする。

<会議資料に関する説明>

①議題（1～9 ページ）について、事務局から次のように説明した。

- ・平成 28 年度 10 月末時点における、さいたま市債権回収対策基本計画（以下、「基本計画」という。）の対象 26 債権の徴収状況について、昨年度同時期と比較した。現年・過年の合計で、収納率は 1.2 ポイントの向上、収入未済額は約 28 億 8 千万円の圧縮となった。（資料 1～2 ページ）
- ・平成 28 年度 10 月末の徴収状況を昨年度同時期と比較し、収納率が向上又は低下、収入未済額が圧縮又は増加した理由について、基本計画の対象債権ごとに分析した。（資料 3 ページ）
- ・基本計画の対象債権における、平成 28 年度前半（平成 28 年 4 月～10 月末まで）の主な実績及び後半（平成 28 年 11 月～翌 3 月末まで）の主な計画を示した。（資料 4～9 ページ）

<意見・質疑等>

- ・ 保健福祉局所管の「非－４ 心身障害者福祉手当返還金」において、収納率が昨年度比で25.6ポイント低下している。福祉手当は6か月単位で給付されるため、不当利得があった場合、調定額が一度に上がるため収納率が下がる。また、施設入所などにより手当支給対象外となるが、高齢福祉や障害福祉との情報連携が取れていないため、不当利得の発見が遅れることがあった。今後、他課との連携を適切に行っていく。「私－５ 外来医療費」では、一部の債権を委託して回収している。診療が終わり通院しなくなった方について、窓口での折衝が取れないことから、滞納整理の継続に繋がらなかった。診療が終わった患者についても臨戸訪問をする等、取組を強化する。(保健福祉局長)
  - 市立病院での診療が終わっても滞納がある方は、別の病院へ行くことが多いのか。それとも滞納があっても、また市立病院に来るのか。(本部長)
  - 別の病院へ行く方が多く、債務者を追えていない状況であった。家族状況の確認も行っていなかったため、世帯構成についても情報収集し、徴収体制を整えるよう伝えた。(保健福祉局長)
- ・ 保健福祉局でも墓地管理料等は成果を出している。(本部長)
  - 墓地管理料等では、お盆の時期等に立ち寄り票を設置しているが、最近効果が薄れてきている。今後、立ち寄り票設置期間の延長等を考えていきたい。
  - 新規業務や人員削減の中、債権回収業務を行うのはどの局も大変かと思うが、分析に基づいた取組を行ってほしい。(本部長)
- ・ 子ども未来局所管の「強－５ 児童福祉施設保護者負担金」は、児童福祉施設の措置費に関する負担金であり、所得に応じて負担が生じる。資料2ページにおいて、前年度比では×になっているが、平成27年度の収納率は、現年で77.4%、過年で12.8%であり、現年は昨年度より向上している。過年について、昨年は約30万円の高額納入があったため、通常よりも収納率が高くなった。今年は昨年度以上に取組を強化する。「私－６ 母子父子寡婦福祉資金貸付金」は今年度から貸付の条件が緩和されたことで、貸付に係る相談件数が15件から33件に増えた。一方、滞納者への電話催告の件数が減ってしまった。目標達成に向けてさらに取組を強化する。(子ども未来局長)
- ・ 「強－５ 保育施設等利用者負担額(保育料)」で収納率が向上している。資料5ページの効果的な取組に記載があるが、区ごと施設ごとの収納率をランキング化して各区へ提示している。また、収納率が低いところについては、口座振替を推進する

よう各区へ伝えている。「非－8 放課後児童健全育成事業保護者負担金」においても、保育料と同じく各区の支援課が担当であるため、一緒に進めていく方針である。  
(子ども未来局長)

- ・ 建設局では、「強－7 下水道事業受益者負担金」と「私－7 水洗便所改造資金貸付金」がある。下水道事業受益者負担金は、下水道が使えるようになった方に、工事費の一部を負担させるものである。以前は、負担金制度の周知がされておらず、下水道が通ってから支払いをお願いしていたが、工事の説明とともに、受益者負担金の制度を周知するようにした。水洗便所改造資金は、下水道が通った時に水洗便所の設置資金の一部を貸し付ける制度である。収納率は、10月末時点では現年・過  
年合計で39.1%であるが、毎月上がっていく。今年度の目標は、現年で91%であるが、継続して収納されれば達成できる。(建設局長)
- ・ 環境局所管の「非－9 し尿処理手数料」において、課題が2つある。1つは滞納者の中には経済的に支払いが難しい方もいること、もう1つは人員不足である。2  
点目については、担当課において所管の係で行っていた取組を課全体の取組に変えた。電話催告について、債務者からの連絡に対応するだけでなく、職員からも接触を図った。現年の納付を優先させるよう心がけている。(環境局長)
- ・ 教育委員会事務局では、「私－8 入学準備金・奨学金貸付金」がある。卒業をしてから償還が始まる制度であるため、大学であれば4年と半年経過後に償還となる。連  
帯保証人を付けているが、償還開始までの期間が長く、そもそも連帯保証人になったことを忘れていることがあるため、連帯保証人に通知を出すことが効果があった。連帯保証人から本人へ連絡されて、本人から支払いがある場合や、連帯保証人が支払う場合があった。通常  
の催告は継続して行っている。(管理部長)
- ・ 緑区役所収納課では、催告書や差押通知書等の通知について色を変えることで、目  
立つよう工夫している。保育料について支援課に状況を聞くと、緑区に公立保育園は3つあり、園長先生を通じて手紙を渡してもらえるため一定の効果があるが、民間の保育園に協力を求めるのが難しく、対応に苦慮しているとのことである。保育料を滞納していた人は児童クラブ使用料の滞納に繋がる。保育料の時から納めてい  
ただくよう指導していくのが望ましいと思う。介護保険料はほとんど特別徴収であるため収納率が高いが、特別徴収できない人は高齢で所得が低いため、電話催告しても徴収が難しい。福祉課における生活保護費返還金については、返還金が発生し

たときに依然として生活保護受給中で所得が低い人である。不正受給ということが発覚しても収入そのものが少なく、その時点では返還金にまわすお金がないため徴収できない状況である。(緑区長)

- ・ 西区役所では、市税の執行停止について、担当課が対応に苦慮しているとのことである。職員としてはきちんと調査し、執行停止の決定をしたいという意識がある。適切に執行停止を行うことで、整理ができ滞納整理に繋がる。(西区長)
  - ・ 区役所によって職員の徴収スキルに差がある。西区役所では初めて2月に搜索を実施予定であり、高額滞納者の執行停止を視野に入れている。一度経験すればノウハウの構築にもつながるため、外部のセミナーはもちろん、本庁で実施する研修に区の職員も参加できるよう充実してほしい。(西区長)
- 各区役所から要望が出ているのであれば、債権整理推進部としても協力して実施していくべき。(財政局長)

②議題(10～13ページ)について、事務局から次のように説明した。

- ・ 債権整理推進部の取組について、研修や助言等の実施結果を示した。今年度は債権管理条例施行に伴い、4月20日に債権管理条例の運用に関する説明会を行った。(資料10ページ)
- ・ 集中処理を行っている強制徴収公債権(市税、国民健康保険税)について、収納率及び整理率ともに向上している。私債権(入学準備金・奨学金貸付金)について、高額案件を引き継いだことから収納率は低下しているが、分割の納付約束ができた案件について、継続的な納付管理を行っている。(資料11～12ページ)
- ・ 事案審査会の実施状況及び審査会で報告された債権所管課の改善内容を示した。強制徴収債権における預貯金調査の実施や、区役所の支援課において名寄せを行い、債務者と折衝した。(資料13ページ)

<意見・質疑等>

- ・ 昨年の2月議会で債権管理条例が議会承認され4月から施行した。財政局は意識の変化があったと思うが、各局の職員はどのくらい意識をしているか。債権整理推進部の感触はいかがか。(本部長)
- 4月20日に実施した説明会に101名の参加をいただいたが、研修後に問い合わせが多くあった。また、所管課からの相談や事案審査会を進めていくうちに、債権整理推進部としての関わり方を意識することもあった。所管課から徴収事務の流れを振り返りたいという希望もあるため、今後も研修等を充実させていく。さらに、問合せ内容について全庁的に周知するなど、共有を図る機会を設けることも考えられる。

(収納対策課長)

→債権管理条例が施行されて、収納率等の数字に影響はあったか。(総務局長)

→債権管理条例の施行により効果があったかの検証は難しいが、取り組み方や考え方については、意識等が変わってきている。(収納対策課長)

→債権管理条例の制定により、特に私債権では整理がしやすくなる。初年度であるため具体的な成果としては見えにくいだが、準備段階と考えられる。(本部長)

- ・ 債権管理条例に規定されていることを始めれば、数字に表れてくる。条例が施行して1年が経過するため、今後は取組内容を考えたほうが良い。条例ができたことによる効果は関心があるところである。(本部長)

- ・ 納付意識の問題として、特別徴収であれば問題ないが、一度財布に入れてから出すという意識変化が大変かと思慮される。その中で前年を上回る成果を出している。また、ペイジー収納の効果を大きく見込んでいるということで、より一層の収納率の向上に繋がるかと思う。納付する機会を作るという、計画そのものを見直すことにも繋がる。(都市経営戦略部参事)

→現在、ペイジー収納やクレジット納付等について、市税と国民健康保険税において納付機会の拡大となるよう検討を進めている。(財政局長)

- ・ 滞納処分に関する折衝等の対応について、議会から厳しいという意見もあるが、いかがか。(総務局長)

→滞納整理については、法令に基づき差押えや処分の停止等、適切に行っているところである。また、滞納者への対応の際に、上司が部下の様子を見て、不適切な言葉や態度について見受けられた場合は、個々に指導をするなど適切な対応を行っている。(債権整理推進部長)

<本部長挨拶>

どの局についても、前年度との比較では変化が分かりにくい部分があるが、5年前と比較すると、収納率等の数値に効果が表れている。今後も、各債権所管課の分析に基づいた取組及び職員への督励をお願いします。今年度末に向けて、収納率向上、収入未済額圧縮に引き続き取り組んでほしい。